

令和7年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を迫及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の複雑化、広域化、グローバル化、デジタル化の進展など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、幅広い業種業態の悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和7年度の査察事績】

- 検察庁に告発した件数は6件、脱税総額（告発分）は5億8,100万円
悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、6件を検察庁に告発しました。
告発した査察事案に係る脱税総額は5億8,100万円、1件当たりの脱税額は97百万円であり、告発率は42.9%でした。
- 消費税事案、無申告事案のほか、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発
消費税事案では、雑貨等の卸売会社が、架空の仕入れ等を計上する方法により、不正に消費税の還付を受けるとともに、納めるべき消費税を免れていた事案などを告発しました。
無申告事案では、不動産開発会社が、多額な収入を得ていたにもかかわらず、確定申告書を提出しないで、法人税を免れていた事案を告発しました。
そのほか、学校法人の理事長を務めていた者が、学校法人から不正に得た資金を収入として申告していなかった事案など、社会的波及効果が高い事案を告発しました。

【令和7年度中の判決状況】

- 一審判決12件全てに有罪判決が言い渡され、1人に対して実刑判決
令和7年度中の一審判決12件全てに有罪判決が言い渡され、1人に実刑判決が出されました。

2 重点事案への取組

令和7年度においても、引き続き、消費税事案、無申告事案をはじめとして、社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組み、令和7年度は3件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和7年度は1件を告発しました。

年度	令和 3	4	5	6	7
告発件数	件 —	件 4	件 2	件 6	件 3

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 3	4	5	6	7
告発件数	件 —	件 2	件 1	件 3	件 1
不正受還付額	百万円 —	百万円 22	百万円 4	百万円 49	百万円 11

(注) 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

トピック1 雑貨等の卸売業を営む会社の消費税過少申告ほ脱事案及び不正受還付事案を告発

【事例】

実在する業者名を無断で使用した架空の請求書を作成し、代表者個人名義預金へ送金し、架空の仕入高や経費を計上する方法により課税仕入れにかかる消費税額を過大に計上するなどして、消費税を免れるとともに、消費税の還付を受けていました。

(2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和7年度は4件を告発しました。

そのうち、不正行為はないものの、故意に申告書を提出しないで税を免れた単純無申告ほ脱事案3件を告発しました。

(参考) 無申告事案には、偽りその他不正の行為を伴う無申告ほ脱犯のほか、不正行為を伴わず、故意に申告書を提出しないで税を免れる単純無申告ほ脱犯の犯罪類型がある。

年度	令和 3	4	5	6	7
告発件数	内1件 3	内1件 1	内2件 2	内1件 1	内3件 4

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

トピック2 不動産の有効利用に関する企画等を営んでいる会社の単純無申告ほ脱事案を告発

【事例】

代表者は、売上先からの多額な収入について申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず法人税の確定申告書を提出しないで、法定納期限を徒過させ、法人税を免れていました。

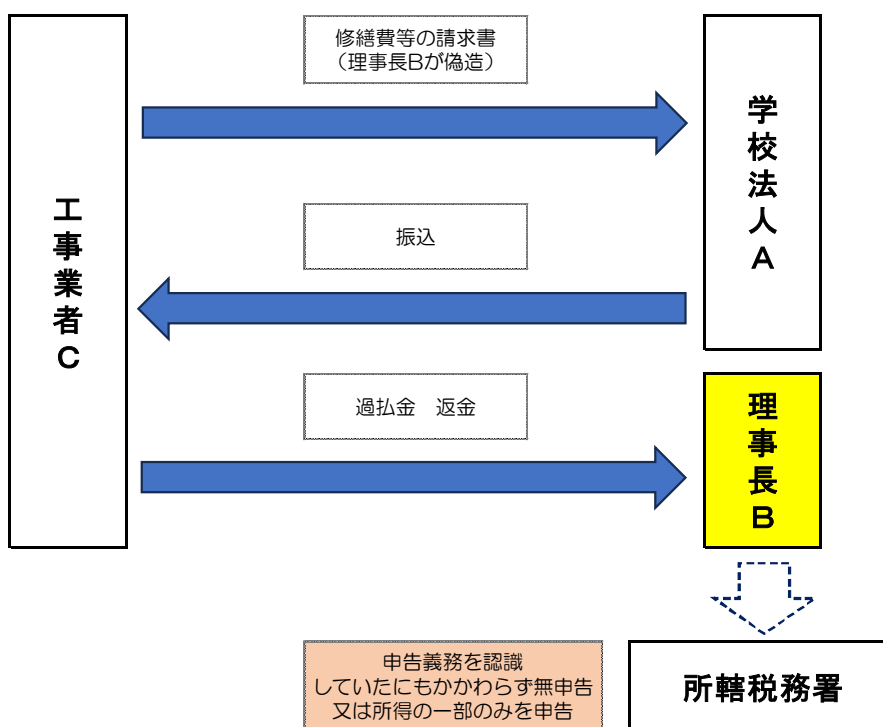
(3) 社会的波及効果の高い事案

学校法人の理事長が、勤務していた学校法人を欺き、多額の不正な利益を得ていた事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案を告発しました。

トピック3 学校法人の理事長の所得税過少申告ほ脱及び無申告ほ脱事案を告発

【事例】

学校法人Aの理事長を務めていたBは同学校法人の修繕工事等を実施する際、工事業者C社発行の見積書や請求書を偽造して、同学校法人からC社に水増しした工事代金を振込入金させた後、C社から正当な工事代金との差額をBが管理する口座に振込入金させるなどの方法により、不正な利益を得ていたにもかかわらず、申告所得から除外し、又は確定申告書を提出せず法定納期限を徒過させ、所得税を免れていました。



3 不正資金の留保・費消状況

脱税によって得た不正資金は、現金や預貯金として留保されていたほか、脱税者がその多くを費消していた事例もみられました。

その使途としては、

- 不動産の購入
 - 有価証券等への投資
 - 事業運転資金
 - 飲食等の遊興費
- などがみられました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和7年度中の一審判決は12件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち1人に実刑判決が出されました。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度	令和				
		3	4	5	6	7
着手件数		13 件	15 件	18 件	18 件	15 件
処理件数 (A)		10	16	16	18	14
告発件数 (B)		6	7	8	15	6
告発率 (B/A)		60.0 %	43.8 %	50.0 %	83.3 %	42.9 %

(2) 脱税額の状況

項目	年度	令和				
		3	4	5	6	7
脱税額	総額	3,210 百万円	1,531 百万円	1,156 百万円	1,430 百万円	1,004 百万円
	同上1件当たり	321	96	72	79	72
	告発分	327	481	823	1,350	581
	同上1件当たり	55	69	103	90	97

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度	令和				
		3	4	5	6	7
所得税		2 件	1 件	1 件	2 件	1 件
法人税		4	2	5	5	2
相続税		—	—	—	1	—
消費税		内— —	内2 4	内1 2	内3 6	内1 3
源泉所得税		—	—	—	1	—
合計		6	7	8	15	6

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	令和				
		3	4	5	6	7
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
所 得 税		160	72	69	136	89
法 人 税		167	245	578	355	241
相 続 税		—	—	—	406	—
消 費 税		—	164	176	391	251
源泉所得税		—	—	—	62	—
合 計		327	481	823	1,350	581

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和		6		7	
業 種	者数	業 種	者数	業 種	者数
医 薬 品 等 製 造 業	2	人 材 派 遣 業	3	人 材 派 遣 業	2
—	—	建 設 業	2	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人 数	③	④	⑤
	判 決 件 数	有 罪 件 数			1 件当たり 犯 則 税 額	1 人当たり 懲 役 月 数	1 人(社)当 たり罰金額
令和	件	件	%	人	百万円	月	百万円
5	内 1 10	内 1 10	100.0	内 1 1	34	14.6	9
6	内 2 7	内 2 7	100.0	内 1 1	60	13.5	18
7	内— 12	内— 12	100.0	内— 1	53	16.6	10

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。